

■健診を受診してください！

各医療保険者に平成24年度末までの目標値が定められ、大雪地区広域連合に定められた目標値は以下のとおりです。

・健診受診率65% ・特定保健指導率45% メタボリックシンドローム該当者減少率10%

この目標値の達成率に応じて「後期高齢者医療制度」へ支払う支援金が最大10%の割合で増減されることになっています。国の試算で1人当たりが負担する国民健康保険料後期高齢者医療支援金の平均額は41,358円で、この負担金額が、上記の全ての目標値を達成できれば少なくなりますので、健診・保健指導を受診してください。

詳細な特定健康診査の受診方法や特定保健指導の実施方法等は、今後の広報又は案内文書等によりお知らせします。

お問い合わせ  
**【大雪地区広域連合 国保老健係】**  
 〒071-1423 東川町東町1丁目16番1号 電話82-2111 (内線562・563)

大雪地区広域連合介護保険係よりお知らせ

### 所得税の確定申告に使用する控除証明について

1. 申告による障がい者控除の認定について  
 現在、介護保険の要介護認定を受けている方（要介護1以上で一定の要件に該当）で障害者手帳の交付を受けていない方でも、65歳以上で知的又は身体に障がいがある方は、広域連合の認定により、所得税等の障がい者控除を受けることができます。所得税法施行令の定めにより、障害者手帳等交付に準ずる方、寝たきり状態にある方などが対象となります。

2. 申告による医療費控除（おむつ代）の取り扱いについて  
 所得税法上の使用したおむつ代による医療費控除を受けられる方は、「医師が発行したおむつ使用証明書」が必要ですが、控除を受けられるのが2年目以降である方は、次の要件（①及び②）のすべてに該当する場合に広域連合長が発行する確認書で控除を受けることも出来ます。  
 なお、この確認書には介護保険法に基づく主治医意見書に記載されている事項に基づいた内容となるため、医師が発行したおむつ使用証明書と同様の内容とならない場合があります。

**要件**  
 ①現在、介護保険の要介護認定を受けている方  
 ②平成18年以前の確定申告の際に「医師が発行したおむつ使用証明書」により「医療費控除」を受けた方で、引き続き平成19年の確定申告でおむつ代の「医療費控除」を受ける方

お問い合わせ 東川町保健福祉課保険年金係 ☎82-2111 (内線123) または 税務住民課税務係 (内線127)

国民健康保険に加入されている30歳から74歳の方へ

## 「特定健康診査・特定保健指導」が始まります

### ◆◆平成20年4月から健診・保健指導が変わります！！◆◆

これまで町で行っていた健康診断の「基本健診」が、国民健康保険や社会保険などの各医療保険者に実施することが義務付けられ、平成20年4月より「特定健康診査」・「特定保健指導」としてスタートします。

#### ■特定健康診査・特定保健指導の目的と内容

- 「特定健康診査」は、高額な医療費となる虚血性心疾患・脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病等の血管病を防ぐために、前段階の「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」や予備軍の人を把握し保健指導対象者を選定するための健診となります。
- 「特定保健指導」では、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」等の改善に向けて、保健師などから検査データ改善のためのサポートやアドバイスを行います。  
 これらの健診・保健指導を、医療保険者である大雪地区広域連合においても国民健康保険被保険者の方に対して平成20年度より実施していきます。



#### ■30歳から74歳までの国民健康保険加入者が対象！！

30歳以上から74歳以下までで、大雪地区広域連合区域内で国民健康保険に加入されている方が対象となります。  
 ※特定健康診査・特定保健指導は各医療保険者が実施することとなっているので、会社の健康保険や共済組合などの国保以外の医療保険に加入されている方は、加入している医療保険者に確認してください。

#### ■「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した健診内容！

実施する健診の内容は、「メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）」に着目した内容となり、主に次の検査を行います。

・問診・診察・身体測定・腹囲測定・血液検査・尿検査・心電図検査・眼底検査（必要に応じて）

#### ■受診予約は都合の良い日に

大雪地区広域連合（東川町）より特定健康診査受診の案内文書と受診券を郵送いたします。案内文書に書かれている健診機関（病院等）で受診できます。  
 受診日時などについては、案内文書に書かれている健診実施日時などを確認していただき、都合の良い日時を予約して受診してください。  
 受診される際には、受診券と保険証を持参してください。

#### ■健診等にかかる費用は？

健診にかかる費用の一部について負担していただきます。受診した際に健診機関（病院等）の窓口でお支払いいただくことになります。負担額については、健診費用総額（約8,000円）の1割程度となります。保健指導は原則無料です。

#### ■生活習慣の見直しでデータ改善を！

健診の結果から基準値を超えた項目の内容や重症度に応じて保健指導の内容が変わります。  
 保健指導では、生活習慣病の予防やメタボリックシンドロームの改善に向けたアドバイスを医師・栄養士・保健師等からさせていただきます。  
 対象となる方には後日、面談日時等についてご案内いたします。

